

第2章 湖国風景づくりの理念と基本目標

1 湖国の風景特性

基本的構造

－ひろがりつつながりの風景－

わたしたちのふるさと滋賀では、豊かな水をたたえる琵琶湖、そのまわりに広がる田園、これらを取り巻く山々、そこを舞台として形成されたまちや集落の落ち着いたたたずまい、さらには数多くの歴史的文化遺産など水と緑が織りなす悠久の自然と、そこで営々といなまれてきた人々の生活とが水の流域系の中で密接な関係をもちながら、ひろがりつつながりのある湖国ならではの風景が形づくられてきました。

湖国を取り囲む山々から琵琶湖を見下ろすと、眼前に緑なす田園やまちなみに続いて雄大な琵琶湖がひろがり、また、湖上から周囲を見渡せば田園や市街地の向こうに、鈴鹿山脈や滋賀県の最高峰である伊吹山、比良山系の山々、比叡山等の山なみが四囲を取り囲んでいます。また、離れた市町間においてもお互いの風景を望むことができます。このように伸びやかな風景のひろがり、県全域が一つのまとまりある風景を形づくっているところは全国に例がなく、湖国ならではの特色ある風景といえます。

また、水源から山、平野、河口へと琵琶湖に注ぐ河川の流れや、周囲に広がる田園、落ち着いたたたずまいの集落、そしてこれらと市街地を結びつける道路。また松林、峠道、一里塚、旧宿場のまちなみなどを巡る歴史街道、このようなつつながりのある風景も湖国の風景を特徴づけています。

…… ひろがりつつながりの風景イメージ ……



琵琶湖の風景

琵琶湖では、湖岸の風景と水面の風景、四囲の山並みの風景の三つが特に大切な風景要素となっています。湖岸では白砂青松の松原、ヨシ原、琵琶湖の水際にせまった緑多い山地湖岸、また湖面に浮かぶ竹生島や沖島が代表的な琵琶湖の原風景となっており、対岸に広がる山々が琵琶湖の美しい風景の基本的な構成です。また、湖岸から内陸部に広がる田園やその中に立ち並ぶ集落あるいは近代的なまちなみと琵琶湖とそこに住む人々のいとなみが一体となって織りなす風景となり、湖国の親しまれる風景を形づくっています。

さらに、移ろいゆく季節にも琵琶湖は様々な顔を見せ、春の湖岸の桜、夏の人々のにぎわい、秋の山々の紅葉、冬には雪の比良や群れる水鳥などがわたしたちにそれぞれの琵琶湖を楽しませてくれます。



湖西から湖北を望む琵琶湖の風景





砂 浜



ヨシ原



海津大崎の岩礁



余呉湖



大津湖岸なぎさ公園



湖面の水鳥



エ リ



南湖の風景



水辺の風景

琵琶湖につながる内湖や水郷は、戦中戦後の食糧増産を目的とした埋立や干拓などによりその数は減少しており、貴重な存在となっています。内湖は琵琶湖周辺の風景を構成するものとして欠かすことのできない存在であり、周辺に生育するヨシやヤナギと一体となって琵琶湖の湖岸周辺の風景を特徴づけるとともに、フナやコイなどの産卵や生息場となり、琵琶湖を特徴づける大切な生きものすみかとなっています。また、田園と一体となった水郷地帯は、広がりのある豊かな水辺の風景となっているとともに、人々の暮らしを織り込んだ歴史ある水郷の集落の風景やまちなみを形づくっています。



西の湖



野田沼



安土・八幡の水郷



堅田内湖



乙女ヶ池



浜分沼



平 湖



松の木内湖



木浜内湖





山並みの風景

湖西では琵琶湖に比良・比叡が迫り、湖北では伊吹が美しい山容を示し、湖南では鈴鹿の山々が連なっています。これらの山々は琵琶湖の風景に無くてはならない背景となるとともに、他県と隔てた独立した湖国の風景を形成しています。また、県内の多くの場所からこれらの山々の稜線を見渡すことができます。

一方、三上山や八幡山^{きぬがさ}、織山などは、平野に点在する独立峰として地域のランドマーク※となっています。また、これらの山々は歴史や伝説に登場する湖国の由緒ある風景となっています。



比良山



伊吹山



三上山

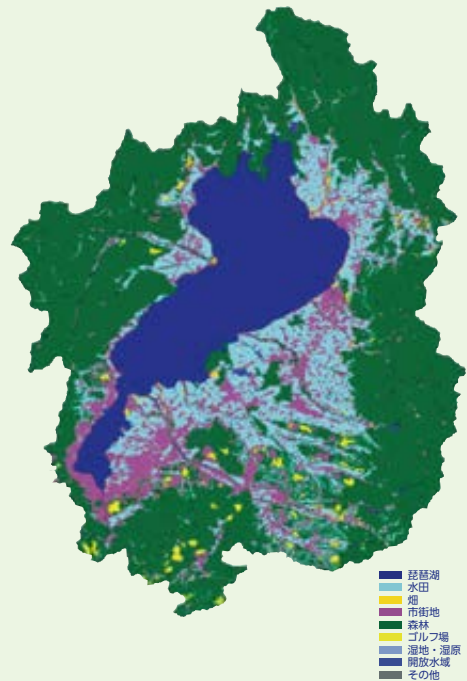


田園の風景

琵琶湖のまわりでは山々を背景に水田や畑が広がり、のどかな田園風景を形成しています。ここでは、人々のいとなみによって培われてきた田畑と集落、鎮守の森などの歴史が織りなす里の風景が展開しています。そこで行われる四季の農作業は、里の風物詩として人々が育んできた風景となっています。



竜王町の風景



東近江市の田園



高島市の田園

歴史街道の風景

古来から近江は東西の接点で、特に京へ続く道として、旧東海道、旧中山道、旧北国街道の主要な街道とともに旧若狭街道、旧御代参街道、旧北国脇往還などの街道を有し、人と物資、情報の交流の要衝として栄えてきました。今日でもこれらの歴史街道の旧宿場や松並木は当時の面影を多く残しており、往時の人々の生活を偲ばせてくれます。都市化や生活様式の変化などによりその情緒ある風景を損なわれることもありましたが、街道沿いではその歴史を大切にしたまちづくりが行われており、まちなみの保全と街道風景に合わせた新たな整備も進行しています。



旧東海道土山宿



旧中山道醒井宿



旧東海道石部宿



旧中山道柏原宿



旧北国街道

沿道の風景

滋賀県は日本列島の東西を、また近畿圏、中部圏、北陸圏を結ぶ交通の要衝であり、東海道新幹線や名神高速道路、北陸自動車道、国道1号、8号などの主要幹線が整備されています。またJR琵琶湖線、国道161号、307号、県道大津市能登川長浜線など近隣府県や県内の各地域を結ぶ交通網が整備され、県内の交通ネットワークが形成されています。これらの車窓や道路からの風景は、県外の方々を迎え、湖国を紹介する大きな役割を持っているとともに、県民にとっても日常的に通行する路線であり、生活上身近な風景でもあります。



湖岸道路



新幹線車窓からの風景



国道307号

河川の風景

琵琶湖を取り囲み分水嶺となっている山々から流れ出し、琵琶湖に注ぐ河川は、上流の溪谷から中流の河畔林、下流の広い河原や天井川河口の琵琶湖に突き出た三角州などつながりのある風景を形成しています。このような連続して変化する風景を見せる河川は上流域と下流域をつなぐ風景となり、水との関わりのある暮らしを織り込んだ流域の風景を形づくっています。河畔林などは生活様式の変化により手入れが行き届かなくなり、荒廃した竹林による洪水被害が心配されていますが、東近江市が推進する「河辺いきものの森」事業や「愛知川河畔林の会」による河畔林管理が実践されるなど地域住民との協働による保全・管理活動が展開されています。また、南郷洗堰やオランダ堰堤などのような土木遺産が河川の風景を特徴づけているところも見られます。



安曇川上流



姉川中流



愛知川中流の河畔林



大沙川（天井川）



草津川（オランダ堰堤）



滋賀県では琵琶湖を中心にひろがりつつながりのある風景が形づくられているとともに、それぞれの地域で特色のある風景が育まれています。

◆地域区分による風景の特性◆

湖国は、地形、行政区分、土地利用などからいくつかの区分の仕方がありますが、風景という面から南部、東部、北部、西部に区分した場合、次のような特性がみられます。

県の南部は、県内で最も都市化が進んでおり、比叡の山並みを背景に中高層建築物群や市街地が形成されています。三重県境には鈴鹿山脈が連なり、丘陵や山間部には集落や農地、里山林が立地し、茶畑が優美な曲線を描いています。また、鈴鹿に源を発する野洲川によってつくられた肥沃な沖積平野に農地が広がっています。

県の東部は、鈴鹿山脈の山々が連なり、その鈴鹿から流れ出した犬上川、愛知川などによって扇状地と沖積平野が形成され、県下で最大の平野部を有しています。この平地には島状に小山が点在し、山の麓と一体となった集落の風景がみられます。また、琵琶湖周辺は琵琶湖八景の一つ「安土・八幡の水郷」と呼ばれる優れた風景を有する水郷地帯となっています。

県の北部は、県下の最高峰である伊吹山を始めとする山々が尾根を成して連なっており、湖岸では山地の急斜面が琵琶湖に入り込み、特徴的な岩礁の風景をみせています。また、湖岸に広がるヨシ群落やそこに集まる水鳥など、多くの生物が生息する豊かな自然環境に恵まれています。山間部は日本海から吹き込む季節風による豪雪地帯でもあります。古くは東国と西国を結ぶ交通の要衝であり、古戦場や城址、旧宿場、寺社などの歴史的な風景が残されています。

県の西部は、比良、野坂山地が琵琶湖に迫っており、これらを背景とした安曇川や石田川がつくった比較的狭い平地には農林漁業を中心とした集落が点在しています。また、この地域は朽木・葛川県立自然公園に指定されており、ブナの原生林、朽木溪谷など豊かな自然環境に恵まれています。湖岸の白砂青松の風景は人々に潤いとやすらぎをもたらしています。

◆自然といとなみに培われた地域の風景◆

市町域や地区あるいは集落などのそれぞれの地域には、山、川、道、集落、神社仏閣、歴史的まちなみ、旧宿場、市街地など、自然と歴史と人々の長い間のいとなみに培われたその地域ならではの風景が形づくられています。四季の移ろいや祭りあるいは生活もまた地域らしい風景となっています。



集落の風景

里山地域や田園地域に点在する集落の寺院や鎮守の森を中心にした家並みの落ち着いたたたずまいは、民家の建て方にも地域の特徴があるなど、周辺の自然とそこに暮らす人々の長い歴史の中のいとなみによってそれぞれの地域ごとに個性と風格ある風景を形成しています。



栗東市の集落



高島市の集落



長浜市西浅井町の集落



長浜市高月町の集落



甲良町の集落



近江八幡市の集落



里地・里山の風景

湖国には、人と自然の暮らしが一体となって育んできた風景がたくさん残っており、中でも里地・里山は人と自然が調和して織りなしてきた湖国のいとなみを示す大切な風景です。この中では、水田、あぜ道、畑、集落、ため池や雑木林、松林が調和して、人も生き物も共存して暮らす風景が広がっています。また、県内に点在する棚田はその象徴となっていますが、近年、担い手の減少や高齢化により、都市住民の参画を得て棚田を維持していく新しい保全活動も生まれています。



都市住民による棚田の田植え



東近江市の里山



大津市仰木の棚田

まちの風景

都市計画制度等の活用やまちづくり事業により、魅力的なまちの風景が創出され、また、地区計画の活用や住民協定などにより良好な風景が保たれている住宅地など、個性豊かな都市・市街地の風景が新たな魅力を感じさせています。

また、新たに創造された美しく調和の取れたまちなみは、にぎわいと活力を感じさせるとともに、都市内の公園や道路に植栽された緑は、市民に潤いや安らぎを与える重要な要素となっています。

一方、きめ細かなまちづくりの方針が不明確であるなどのため、周囲の建物と調和がとれていない建物や屋外広告物、電柱が風景を乱しているところも見られます。

まちに住み、まちに活動する人々が風景に誇りを持ち、地元自治体と連携した取り組みを行うことなどにより、魅力ある美しいまちの風景が作られつつあります。



夢京橋キャッスルロード
(彦根市)



黒壁スクエア
(長浜市)



栗東駅前市街地

歴史の風景

歴史上数々の舞台となった湖国では、彦根や膳所などの城下町や坂本や多賀などの門前町などが形成されてきました。また近江商人の屋敷群など、当時を偲ばせるまちなみが数多く残されています。

さらに、その多くが戦国時代に端を発しているといわれる300ヶ所もの城や城跡、平安・鎌倉時代から建立された名刹・古刹が多く残されており、それぞれにその建造美とともに、周囲の自然やまちなみと一体となった風格ある風景を醸し出しています。



花しょうぶ通り (彦根市)



伝統的建造物群保存地区
(大津市坂本)



さじき窓 (日野町)



近江商人屋敷 (豊郷町)



伝統的建造物群保存地区
(東近江市五個荘金堂)



門前町 (多賀町)



四季の風景

滋賀の風景は、四季折々に様々な表情を見せてくれます。春は菜の花、桜並木、芽吹きする落葉樹の森、夏は琵琶湖のにぎやかさ、深緑の山、秋は紅葉する山々と黄金色の田園地帯、冬は雪をかぶった比良や伊吹の山々と群れ飛ぶ水鳥、一面の雪景色となる田畑などの様々な風景が、ゆったりとした時の流れの中で移り変わって行きます。

また、自然の風景だけではなく、街道やまちなみなどの風景も四季折々の装いを見せてくれるとともに、祭りやいとなみの風景は、その季節ならではの風物詩となっています。



春（菜の花と比良山）



夏（湖上のヨット）



秋（金剛輪寺の紅葉）



冬（田園の雪景色）



祭りの風景

湖国では農作業や社寺に関係するものなど古来の伝統に基づくものや、町人文化に由来するもの、現代的なものなどさまざまな祭りや行事が行われています。それぞれが地域風土に根ざしたもので、祭りが行われる場所の風景も相まって人々に豊かな季節感や多くの感動を与えています。都市部への人口流出やライフスタイル※の変化により、伝統的な祭りの担い手が少なくなっているところもありますが、祭りや行事は、人々が守り伝承してきた風景であり、地域の生活文化として受け継がれています。



左義長祭り（近江八幡市）



大津祭り（大津市）



こども歌舞伎（長浜市）



いとなみの風景

春を告げるおいさで漁、新緑のなかでの田植えや茶摘み、溪流での水遊び、稲刈り、初詣など、琵琶湖をはじめとする豊かな自然や田園のなかで、また集落やまちの中で繰り広げられる人々の生活や生産活動、さらには遊びやレジャー活動までもがそれぞれの地域の大切な風景となっています。



田植え前の代かき



茶摘み



おいさで漁



ヨシ刈り



焼き物のまち（甲賀市信楽町）



扇骨の天日干し（高島市安曇川町）

2 風景づくりの理念と基本目標

1 理 念

潤いとやすらぎのある湖国の風景は、長い歴史と多くの人々の絶え間ない努力により、守り伝えられてきました。今を生きているわたしたちは、この素晴らしい風景を守り、育て、創造し、あるいは修復しながら未来の人々に伝えていくため、風景づくりの理念を次のとおり定めます。

**わたしたちは、自然と人間がともに輝く湖国の風景を
守り育て、次代に引き継ぎます。**

2 基本目標

風景づくりの理念に基づき、基本目標を「ひろがりの風景づくり」、「つながりの風景づくり」、「地域らしさの風景づくり」および「風景を守り育てる人づくり」とします。

ひろがりの風景づくり

滋賀の風景の大きな特色は、琵琶湖を中心として周辺にまちやむら、田園、里山、河川、山々などが渾然一体となった風景を醸し出し、ひろがりのある一つのまとまった小宇宙を形成していることです。このような湖国の風景は、離れた市町間においてもお互いを望むことができます。このひろがりの風景を守り育てていくためには、各地域単位での風景づくりとともに、県全体の広域的で一体的な視点での風景づくりを行う必要があります。また、様々な開発による自然景観の減少や農業を取り巻く環境の変化等による農地の荒廃、および都市化の進展などにより、ひろがりの風景を形づくっている要素にも変化が生じてきていることから、湖国の風景の最大の特徴であるひろがりの風景を広域的な視点で保全していくことが非常に重要です。

「ひろがりの風景づくり」を実現するため、以下の取組が求められます。

- わたしたち県民は地域の特性を生かした風景づくりに取り組むとともに、市町や県が実施するひろがりのある風景づくりに協力することが必要です。
- 市町は対岸など他市町から望まれる風景を意識し、県や他の市町と連携した取組を進めることが必要です。
- 県は湖国のひろがりのある風景づくりを進めるため、市町間の調整を行うことが必要です。

つながりの風景づくり

湖国は街道や沿道、河川など、連続することにより美しい風景が形づくられているとともに、それぞれを周遊することにより豊かな生態系をもつ自然や歴史に育まれた文化を享受することができます。

わたしたちは、連続することによって魅力的な湖国の風景を構成している、つながりの風景を守り育てます。

「つながりの風景づくり」を実現するため、以下の取り組みが求められます。



- わたしたち県民は地域の特性を生かした風景づくりに取り組むとともに、市町や県が実施するつながりのある風景づくりに協力することが必要です。
- 市町は特色ある道路や河川などの連続した風景の調和を図るため、県や他の市町と連携した取り組みを進めることが必要です。
- 県は湖国のつながりのある風景づくりを進めるため、市町間の調整を行うことが必要です。

地域らしさの風景づくり

それぞれの地域には、自然や歴史、人々のいとなみに培われた多くの個性的な風景が根づいています。しかし、歴史的なまちなみの風景や、景観上重要な建造物の減少、耕作放棄地の増加等による里地、里山の荒廃や管理の行き届かなくなった河畔林の放置など、近年の都市化の波と生活、生産様式の近代化の中で、徐々に郷土の風景が変化し、ふるさとの特色ある歴史的な風景が失われつつあります。

わたしたちは、地域の風景をひろがりをつながりのある風景の中に位置づけるとともに、自然、歴史、人々のいとなみなどに培われたそれぞれの地域の特性を活かし、個性ある風景を守り育てます。

「地域らしさの風景づくり」を実現するため、以下の取り組みが求められます。



- わたしたち県民は地域や風景に関心と愛着を持ち、地域の特性を生かした風景づくりに参画することが必要です。
- 市町は地域の特性に応じた風景づくりを進めるとともに、さらに風景づくりを進めるため景観行政団体となり、景観計画を策定することが必要です。
- 県は風景条例での取り組みをさらに推進するとともに、景観行政団体となった市町の区域以外で景観計画を策定し、市町と連携した取り組みが必要です。

風景を守り育てる人づくり

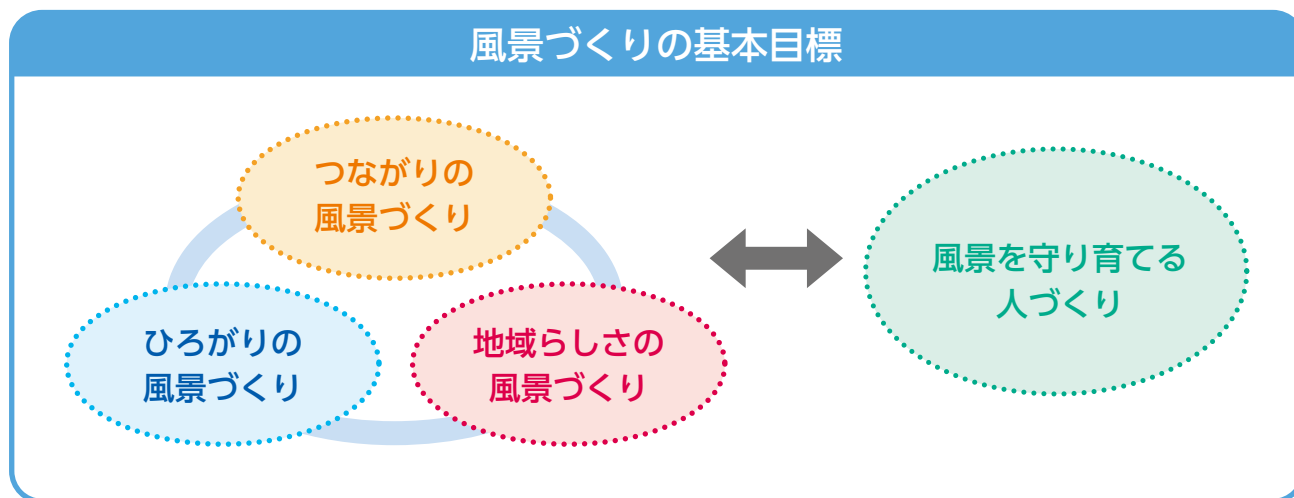
湖国の魅力ある風景を守り育て、継承していくのは、湖国に住むわたしたちです。県民、市町、県が風景づくりに関心と愛着、自覚と意欲を持ち、それぞれの立場でできること、すべきことをパートナーシップに基づく協働により実践していくことが必要です。美しい風景は人の心をなごませ、豊かな人づくりにもつながります。

風景を創っていくのはわたしたち一人ひとりの役割と認識し、先人が残してくれた、魅力ある湖国の風景を守り育て、継承していく人づくりを進めます。

「風景を守り育てる人づくり」を実現するため、以下の取り組みが求められます。

- わたしたち県民は地域に関心と愛着を持ち、近隣景観形成協定による取り組みや美化活動など、風景づくりへの参画や協力をすることが必要です。
- 市町は地域における人材育成やネットワークの形成を推進することが必要です。
- 県は湖国の風景づくりのための人材育成やネットワークの形成を推進することが必要です。

…… 風景づくりの基本目標概念図 ……



風景づくりの理念の実現

わたしたちは、自然と人間がともに輝く湖国の風景を守り育て、次代に引き継ぎます。

第3章 景観計画区域

1 景観計画区域

滋賀県全域を景観計画区域とする。（景観行政団体である市町の区域を除く。）

2 景観重要区域

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例第9条に基づき次の地域を景観重要区域として指定する。（景観行政団体の市町の区域を除く。）

(1) 沿道景観形成地区

国道307号沿道景観形成地区

(2) 河川景観形成地区

芹川河川景観形成地区

宇曾川河川景観形成地区

地域の拠点として、まちの活力の再生に寄与するため、滋賀県ならではの歴史的な街道のつながりある景観形成を目指し、今後、歴史街道等を景観重要区域として指定することも検討していく。

滋賀県景観計画区域図

